



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



日差しが春らしくなってきました。新型コロナウイルス感染症、1ヶ月前には予想しなかったこの状況に日々驚くばかりです。多くの業界、企業様で難しい状況にあたっているのではないのでしょうか。

国がいくつか緊急の施策を打ち出していますが、まだ具体的な方法が決まっていないものが多くあります。日々情報をチェックしながら、私どもでお手伝いのできることにつきましては精一杯させていただく所存ですので、何なりとお申し付けくださいませ。一つ一つできることをやっていきたいと思っています。

★法改正情報★

～協会けんぽの健康保険料率が変わりました～



全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率が見直されました。令和2年3月分（4月納付分）から適用されます。40歳以上65歳未満の方が支払う介護保険料率は、全国一律で1.79%（1.73%から変更）です。

東京都	9.87%	大阪府	10.22%
滋賀県	9.79%	京都府	10.03%
兵庫県	10.14%	奈良県	10.14%
和歌山県	10.14%		

★3月のお仕事カレンダー★



- 3/10 ● 2020年2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 3/16 ● 2019年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限 ※今年に限り4/16まで延長
- 3/31 ● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 1月決算法人の確定申告と納税・2020年7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告 ※今年に限り4/16まで延長



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
コンビニエンスストア 販売員	981	966	大阪市内
	918	920	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）
データ数：932,177件

新型コロナウイルス感染症による企業支援策 (令和2年3月10日現在)

●雇用調整助成金の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を実施。

⇒社員を解雇せず休業させた場合、休業手当に相当する額に助成率（中小企業：3分の2、大企業：2分の1）を乗じて得た額が支給されます（1人1日当たり8,330円が上限）。

≫

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

〈補足〉同年3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」において、さらなる雇用調整助成金の特例の拡充に触れられています。今後、特別な地域における助成率の上乗せなども実施されるようです。

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金等の新設

臨時休業等した小学校等に通う子の保護者に対して、法定の有給休暇とは別に、有給（賃金全額支給）での休暇を取得させた事業主を助成。

⇒対象となる社員が当該有給の休暇を取得した場合、中小企業・大企業ともに、その支払った賃金相当額が支給されます（1人1日当たり8,330円が上限）。

≫ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10059.html

⇒小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うため契約した仕事ができなくなっている保護者（いわゆる個人事業主・フリーランス等）を支援する「小学校等の臨時休業に対応する保護者支援」も創設。

対象者が就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）が支給されることになっています。

≫ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10064.html

●健康保険傷病手当金

社員（健康保険の被保険者）が新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために休業した場合などには、その社員が健康保険の被保険者であれば、その社員に傷病手当金が支給されることがあります。

≫ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r2-3/2020031001/>

具体的な支給申請方法や申請の時期が決まっていないものもあります。随時情報をチェックしてください。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

